

国際課税のケース・スタディ

外国法人が内国法人から受領する基金利息に対する課税関係

〔事例〕

米国法人Aは、わが国に支店を有し主として金融業を営んでいる。

Aは、日本の生命保険会社に対して保険業法第55条第1項に規定する基金への拠出を行うことを検討している。

当該基金からの分配金については、税務上これが配当所得とされ、その受領の際に20%の税率による源泉徴収課税が行われるが、他方、その分配金は、法人税の所得金額の計算上すべて益金に算入される。

Aは、この源泉徴収された所得税額は、法人税額から控除されるものと思っていたところ、外国法人についてはこの所得税額控除ができないことが判明した。

このような外国法人に対する課税方式は、当該分配金について法人税と所得税とがそれぞれ別個に課税され、本来その所得税と法人税との二重課税が調整されるべきところ、その調整がなく結果として二重課税が放置されたままになっていることから、妥当なものとはいえない。

現行法においては、以上のような課税関係となるのか確認したく、またこのような二重課税が現実に生じた場合、何らかの救済措置はないものか。

〔ポイント〕

- ・保険業法第55条第1項に規定する基金利息に対

する源泉徴収課税について

- ・法人税法上の受取配当益金不算入の規定の適用について
- ・外国法人に適用される法人税額から控除される所得税額控除について
- ・救済措置についての所見

〔検討〕

1 保険業法第55条第1項に規定する基金に対する源泉徴収課税について

所得税法第24条（配当所得）において、配当所得とは、法人（法人税法第2条第6号（定義）に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。）から受ける利益の配当、剰余金の分配（出資に係るものに限る。）、基金利息（保険業法第55条第1項（基金利息の支払）に規定する基金利息をいう。）に係る所得をいう、と定義されている。

したがって、本事例における基金利息が、保険業法第55条第1項に規定する基金利息に該当する限り、基金利息の支払については、その支払の際、20%の税率による源泉徴収課税が行われることとなる。

すなわち、所得税法第24条第1項に規定する配当所得に該当するものは、国内源泉所得を定めた所得税法第161条第5号に規定する所得に該当し、所得税法第212条及び第213条の規定の適用により、その支払の際に20%の税率による源泉徴収課税が行われることとなる。

2 法人税法上の受取配当益金不算入の規定の適用について

法人税法第23条において受取配当の益金不算入を規定しているが、この規定においては、特定株式等に係る配当等についてはその全額を益金不算入とし、特定株式等以外の株式等についてはその80%相当額を益金不算入としている。また公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配のうち、内国法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配の額から成るものとして政令で定めるところにより計算した金額は益金不算入とされている。

本事例における基金利息は、上述のとおり、配当所得と定義されるものの、受取配当益金不算入の適用に関しては、その対象から除外されており、したがって、基金利息は法人税の所得金額の計算上すべて益金に算入されることとなる。

3 外国法人に適用される法人税額から控除される所得税額控除について

法人税法における所得税額控除は、法人税法第68条に規定されているが、外国法人に関しては同法第144条にその規定がある。

法人税法第144条の規定は次のとおりである。

「第68条（内国法人に係る所得税額控除）の規定は、外国法人が各事業年度において第141条各号（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得で所得税法の規定により所得税を課されるもの（同法第161条第5号（内国法人から受ける配当等）に掲げる配当等を除く。）の支払を受ける場合に準用する。……」旨規定されている。

したがって、本事例における基金利息は、法人税法第161条第5号に規定する配当等に該当することから、上述の20%の税率による源泉徴収税額についての所得税額控除の対象から除外されることとなる。

4 救済措置に関する所見

本事例は、基金の分配金である基金利息について、まず、配当としての源泉徴収課税が行われ、次いで、当該基金利息が、法人税の所得金額の計算上益金に算入されることから、本来的には、その源泉徴収課税は、法人税課税の前払的な課税として当該源泉徴収された所得税額は法人税額から控除されるべきものといえる。

しかしながら、上記の検討のとおり、現行税制のもとでは、外国法人に対しては、その所得税額控除が認められないことから、その課税の仕組みについて疑問が生ずる。

支店Aは米国法人であることから、当該支店に対するわが国での課税については、日米租税条約の規定の適用がある。

租税条約はその正式名称（日米租税条約の場合、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約、となっている）が示すとおり、二重課税の排除を目的としているが、ここでの二重課税は、二国間における同一所得に対する居住地国及び源泉地国（所得の生じた国）での競合的な課税を対象としており、本事例のように、一方の締約国のみに係る二重課税は、租税条約の意図する二国間にまたがる二重課税には当たらない。

元来、受取配当益金不算入に関する規定は、配当支払の原資を稼得する配当支払法人とその配当受領者との間における同一所得に対する経済的二重課税の一つの調整方式と考えられる。

このような経済的二重課税をどのように認識するかは、その根源をたどれば、法人実在説、法人擬制説の議論に立ち入ることとなり、いわば、法人税制の根幹に係る問題に関連することとなる。

仮に、当該基金利息について法人税の所得金額の計算上これを益金不算入とするのであれば、結果としてその受領者である外国法人に対する課税

は、当該基金利息に対する源泉徴収課税により、その課税関係が完結することとなり、いわば、源泉分離課税方式を採ったものとも考え得る。

外国法人に対しこのような源泉分離課税方式を採ることは、上記の配当支払法人と配当受領法人における経済的二重課税の調整は、配当支払法人及び配当受領法人いずれもが、内国法人に限定されるべきであり、外国法人は一時的に日本での課税を受けるものの、最終の課税は、その居住地国において行われることから、このような経済的二重課税の調整につきその対象を外国法人にまで拡大すべきではないとする理由等によりそれなりに妥当な方式ではないかと考える。

本事例においては、基金利息は、その受領者においては配当所得とされるものの、その支払者についてはこれを損金算入できるものと考えるので、直接的には、上記の配当支払者と配当受領者との経済的二重課税の問題には関連しないものといえるが、そもそも外国法人に対し配当に係る源泉徴収税額の所得税額控除を認めない論拠を推察すると上記のような源泉分離課税方式を妥当とする考え方があり得ると思われる。

いずれにしても、本事例においては、法人税の前払いとして納付したと考えられる所得税額についてその税額控除を認めないとすると、明らかに税の理論としては疑問が生ずる。

この救済措置を求める場合、一つ考え得るのは、日米租税条約第7条(2)(無差別条項)の規定を根拠とするクレームである。

日米租税条約第7条(2)の規定は次のとおりである。

「一方の締約国の居住者が他方の締約国内に有する恒久的施設は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の居住者が課される租税よりも重い租税を課されることはない。……」

この規定は、いわゆる「PE無差別」といわれるものであり、外国法人の恒久的施設、すなわち、支店等の課税においては、同様の活動を行う内国法人の課税に比して過重なものとなることのないよう、差別的な課税を排除するものである。

日米租税条約第25条(相互協議)第1項において、「一方の締約国の居住者は、一方又は双方の締約国の措置によりこの条件に適合しない課税を受け又は受けるに至ると認める場合には、両締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対しその事案について申立てをすることができる」と規定されていることから、その相互協議の申立てによる救済措置も一つの方法として採り得る手段といえる。

しかしながら、過去において条約上の無差別条項をベースとした納税者の申立ては事例として見当たらないこと、また無差別条項に関連してその受け皿ともいべき国内法上の規定が見当たらないことから、實際上どのような効果が期待できるかは定かではない。

(税理士 小沢 進)